

令和7年度 社会福祉法人さくら市社会福祉協議会事業計画

さくら市社会福祉協議会は、「第3次さくら市地域福祉市民活動計画」（令和5年度～令和9年度）を基盤とし、地域福祉を推進します。

基本理念	誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
------	---------------------

「第3次さくら市地域福祉市民活動計画」の基本理念を本会の基本理念とし、その活動計画の4つの基本目標に沿った形で、新たな取り組み・強化する取り組みを重点事業として設定しました。

なお、「第3次さくら市地域福祉市民活動計画」は3年目となる中間年でもあります。この計画の見直しも今年度に行います。

重点事業

地域共生社会の実現に向けて	【基本目標1】共に支えあうまちづくり
本会では古くからいきいきふれあいサロンや地域サロンへの支援を行い、居場所づくりや外出機会を増やす事業を行ってきました。特にレコードサロン・涙活は参加者も多く毎回盛況です。 こうした人とひとがふれあうサロン事業は地域共生社会の核となるものです。さらにサロン事業を活発化するため、運営する団体への継続的な支援はもとより、関係機関と連携して高齢者の居場所づくりを進めます。	

権利擁護の体制づくり	【基本目標2】安心して暮らせるまちづくり
誰しも年をとり加齢によるフレイル（心身機能の低下）のおそれがあり、一人でどこまで生活し続けていけるか不安を抱えています。本会では、こうした不安の一つの解消のため、終活セミナー、国の制度による日常生活自立支援事業（あすてらす）、法人後見事業等の権利擁護事業を実施しています。しかしながら、当制度をもっとしてもまだまだ課題があります。 本会でも、終活をサポートするための事業の体制づくりを進めていきます。	

災害に強いまちづくり	【基本目標 3】 市民と共につくる福祉のまち
もしもさくら市が大規模災害に被災した場合、自治体を中心となり復旧復興を行います。本会は災害ボランティアセンターの運営がその役割と定められています。そのセンターの設置訓練や研修を強化し、市民、関係機関とともに災害に強いまちづくりを進めていきます。 また、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」及びBCP（業務継続計画）を見直し、改正します。	

みんなの居場所づくり	【基本目標 4】 未来につなぐ福祉のまち
さくら市の年少人口（15 歳未満の人口）は、栃木県内で最も高い割合を占めています。このことから、他市に比べ子どもへの支援はより必要でもあります。本会では、上松山児童センター、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの受託運営の他、フードバンクさくらのひとり親世帯向け配布会の支援や学生服等を回収する団体に協力するなど、様々な子どもへの支援を行っています。 近年、「子どもの居場所づくり」が注目され、様々な団体に取り組んでいます。本会においても、未来を築く子ども達のための居場所づくりについて、関係機関と連携しその支援体制の整備を目指していきます。 また、ひきこもり当事者と家族、関係者のための居場所「ふらっとさくら」を昨年度開設しました。開催回数や利用者増を目指して、みんなの居場所づくりを進めます。	

以上に加え、本会では、今年度を初年度とする中期経営計画を策定しました。その計画に則した経営を行い、その実現に向け、組織体制、事業展開、財務等の見直しを進めていきます。

I 社会福祉事業

1 地域福祉事業

(1) 法人運営事業

ア 法人運営事業 49,785千円(人件費含む)

(ア) 理事会・評議員会

- ・理事会(会長・副会長を含む本会業務執行の決定機関) 理事12人・監事2人
- ・評議員会(法人運営に係る重要事項の議決、役員の選任・解任を行う機関) 評議員23人
- ・役員・評議員研修(年1回程度)
- ・会長・副会長会議(年4回程度)

(イ) 評議員選任・解任委員会

評議員の選任について諮る委員会。監事1人・事務局長1人・外部委員3人 計5人。

(ウ) 第三者委員会

何らかの問題が起きたときに、当事者以外の外部の有識者によって体制の再構築 危機管理を迅速、確実に行うなどの目的で問題を検証する。 第三者委員3人。

(エ) 補助金等配分委員会

地域サロン補助金・福祉ボランティア活動助成金を審議する委員会。 配分委員5人。

(オ) 市長との話し合い(年1回)

イ 企画広報事業 1,232千円

(ア) 企画広報事業(社協だより、SNS)

- ・社協だより 年4回発行
- ・さくらっぴーFacebook 随時更新
- ・ホームページリニューアル 令和4年8月31日
- ・会員募集

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して 地域の方々と連携・協力しながら地域福祉活動の推進を行う中で、行政区・自治会等を通してお願いする「民間財源」があり、中でも会費 は社協の最も重要な自主財源であり、事業費に充てられます。

普通会費 1世帯 600円・特別会費 1,000円以上・賛助会費 3,000円。

(イ) 事業部会

平成17年部会設立。社協事業について、事業全般の検討及び推進並びに次年度の事業計画を企画・検討する部会。 事業部会員12人。

(ウ) 職員学習会・職員定例会

職員学習会(随時参加) 職員定例会(毎月1回開催)

(エ)さくらッピーグッズ

・入学おめでとう事業

市内新小学1年生にさくらッピーグッズを寄贈。

平成26年より「下敷き」、令和3年より「鉛筆・消しゴム」寄贈



【さくらッピー】

誕生日：2006年12月26日

社会福祉協議会の仕事内容等を市民にPRするために、福祉の心で住みよい街づくりを進め、さくら市民みんなが幸せ(ハッピー)になれるように、「ハ」は花びら、ハート、羽ばたくを表現し、「ピー」は市民(ピープル)、平和(ピース)を意味し、さくら市の花『さくら』と『ハッピー』を併せ『さくらッピー』が誕生しました。商標登録済。次回は令和10年に更新



(2)地域福祉推進事業

ア 地域福祉事業

(ア)地域福祉ネットワーク事業 257千円

平成17年事業開始。地域における高齢者や障がい者等が抱える問題を地域の全体の問題として捉え、その問題解決のための手立てを検討し、明るく住みよい地域を作ることを目的として開催。現在、氏家地区において38地区のネットワーク会があります。

(イ)福祉講演会 496千円

平成21年より事業開始。福祉の理解を広めることを目的とし、講師を招いて福祉に関する講演会を行います。



(ウ)ご近所ふれあいサロン活動助成金 756千円

平成25年事業開始。市内の地域を拠点として、地域住民が主体的・自主的に取り組む「ご近所ふれあいサロン」活動に対し、地域における福祉活動を推進するため助成する事業。

運営費助成分 5～7回 /年 20,000円 8回以上/年 30,000円

(エ)いきいきふれあいサロン(氏家) 158千円

平成17年事業開始。毎月第3水曜日開催



(エ)いきいきふれあいサロン(喜連川) 327千円

平成17年事業開始。毎月第1水曜日開催 (協力団体:喜楽会)

(オ)レコードサロン 115千円

平成29年4月事業開始。毎月第1金曜日、氏家・喜連川各月開催 (協力団体:ちくおんき桜)

挽きたてのコーヒーを飲みながらレコードを聴いてリラックスしてもらうことを目的として開催。



(カ)福祉施設連絡会 13千円

平成18年事業開始。市内福祉施設間との連携を図ると共に情報交換を行うことを目的として開催。

(キ)福祉まつり 2,052千円

平成18年事業開始。毎年10月第3土曜日。市内福祉施設・小中高等学校等に協力いただき「福祉について考え、体験し、お互いにふれあう場」として開催する事業。毎年10月中の土曜日・日曜日開催。



(ク)地域サロン交流会 50千円

平成27年事業開始。地域によって、規模や運営方法、内容等がそれぞれ異なるが、サロン活動をしている団体が顔を合わせ、情報交換の場所となるとともに、今後のサロン活動に活かすことを目的として開催。



(ケ)涙活サロン 124千円

平成30年9月事業開始。毎月第4火曜日、氏家・喜連川各月開催。(協力団体:涙涙さくら)涙を流すことで脳のリフレッシュを図り、挽きたてのコーヒーを飲みながら感動する映画を鑑賞することを目的として開催。



(コ)緊急生活費等支援 50千円

令和2年事業開始。市内に居住する生活困窮世帯に対し、一時的かつ緊急的に必要な食料品等を提供することにより、生活困窮世帯の自立を支援することを目的として実施。

(サ)日常生活自立支援事業(あすてらす) 1,922千円

令和4年基幹社協として事業開始。認知症や知的障害など何らかの障害により、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に対応しながら、福祉サービスの利用援助(主に金銭管理)を行います。



(シ)多世代交流支援事業 31千円

子どもと高齢者がふれあう事業。手遊びやボール投げ等。
いきいきクラブ連合会の協力を得て年2回市内保育園にて実施。



(ス)フードバンク事業 380千円

令和4年6月事業開始。(運営団体:フードバンクさくら)
食べ物に困っている方やフードロス削減のための事業。

(セ)参加型外出支援事業 650千円

サロン・通いの場に通う参加者や新たな参加を促すため、本会バスを利用した外出支援を行います。
今年度は、子ども居場所づくり支援団体を対象に加えます。(協力:NPO子ども支援塾)

イ 児童・青少年福祉事業

(ア)福祉機器貸付事業 5千円

高齢者疑似体験装具等の貸付。

(イ)養護施設就学援助事業 50千円

平成27年事業開始。社会福祉法人養徳園に援助費(50,000円)を支援する事業。(年1回)

(ウ)学生服回収プロジェクト協力 5千円

令和4年事業開始。NPO法人栃木県子ども応援ないろへの協力。喜連川社会福祉センター・氏家福祉センター・上松山児童センターに回収ボックスを設置。

(エ)子育て用品交換会 3千円

未使用の文房具(ノート、鉛筆、下敷き等)を回収し、ひとり親世帯や困窮世帯へ配布します。

(オ)未使用文房具回収事業 2千円

未使用の文房具(ノート、鉛筆、下敷き等)を回収し、ひとり親世帯や困窮世帯へ配布します。

ウ 高齢者福祉事業

(ア)買い物バスツアー 452千円

平成25年10月事業開始。喜連川地区:毎月第2金曜日開催、氏家地区:毎月第4金曜日開催。買い物に不便している高齢者世帯を対象に買い物支援を行います。



(イ)友愛訪問事業(福祉チョコ) 95千円

平成21年事業開始。毎年5月12日～18日の「民生委員・児童委員強化月間」の取り組みとして、民児協の高齢者部会が中心となり、社会福祉協議会との連携・共同により、76歳以上の一人暮らし高齢者の訪問活動として、「福祉チョコ」の配布を行います。



(イ)友愛訪問事業(年末配布) 233千円

平成19年事業開始。毎年、年末に民生委員が友愛訪問活動を兼ねて76歳以上の一人暮らし高齢者に記念品を配布する事業。

※対象者が増加していることから本年度より1歳ずつ対象年齢を引き上げます。

(ウ)ひとり暮らし高齢者の集い 390千円

平成17年事業開始。76歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした外出支援事業。

(エ)終活セミナー 74千円

平成30年事業開始。自分が生きてきた人生を振り返り、残りの人生をどう生きるかを考える機会にし、終活に備えて準備するための講習会として開催。

(オ)さくらシルバー作品展 10千円

令和3年事業開始。喜連川社会福祉センター、氏家福祉センターを利用している講座、団体が参加する作品展示会。

(編み物、陶芸、手芸、俳句など。)



(カ)おたより訪問事業 68千円

令和3年10月開始。市内在住、76歳以上一人暮らし高齢者に対し、市内各小学校4年生～6年生にハガキを書いてもらい、郵送する事業。



(キ)高齢者等お話相手事業【仮称】(新規) 14千円

日頃、話し相手のいない高齢者等に対するボランティアによる訪問事業。

(協力団体:傾聴ボランティアえん)

エ 障がい者福祉事業

(ア)初心者手話講習会 112千円

手話を一から学びたいという方、手話について興味があるという方向けの講習。

(イ)新スポーツ競技会(ソフトペタンク) 66千円

令和2年事業開始。(協力団体:さくら市身体障害者福祉会・いきいきクラブ連合会)2020年パラリンピック・2022年栃木県大会いちご一会大会終了後も障がい者の理解を深めるため、障がい者スポーツの普及にむけて実施。



(3)ボランティア振興事業

ア 福祉教育事業

(ア)ボランティア養成講座 171千円

・災害ボランティア養成講座

平成26年に制定したさくら市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、市の開設要請を受けた社協は直ちに災害ボランティアセンターを開設します。

・ちょっとボラ(エコキャップ、入れ歯回収等)の推進

平成20年より事業開始。エコキャップ・プルタブ・アルミ缶・歯ブラシ受入れ

平成21年より事業開始。入れ歯回収



(イ)傾聴ボランティア養成講座 80千円

傾聴ボランティアの育成や傾聴スキルを自身のボランティア活動や日常生活におけるコミュニケーションなどに活かすため開催します。

(ウ)登録ボランティア交流会 20千円

登録しているボランティア団体と年1回集まり、自分たちの活動や他団体の活動を学ぶ交流会。

(エ)福祉体験・障がい者スポーツ体験(新規) 94千円

共に支え合う豊かなまちづくりを目指して思いやる心、福祉の心を育むため、依頼に応じて車椅子・白杖、アイマスク・高齢者疑似体験、障がい者スポーツ体験を市内小学校で実施。



イ 被災地支援・減災事業

(ア)減災・防災学習事業(新規) 114千円

東北福祉大学に協力いただきながら市内小学校を対象にした減災・防災に関する学習会を行います。

(イ)災害支援活動 50千円

災害により被災された地域の支援活動を行います。令和5年度は茨城県高萩市にて台風13号による河川氾濫で被災された家屋の泥出し、家財道具の運び出しなどの支援を行いました。

ウ ボランティア活動支援事業

(ア)福祉ボランティア活動助成金 183千円

平成24年事業開始。市の地域福祉向上を目指し住民が積極的に取り組んでいる福祉ボランティア活動に対し、主体的で活動的な活動を推進するため、助成を行う事業。ボランティアグループ構成人数により助成額が変わります。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 5名以上9名以下の団体は、20,000円 | (2) 10名以上、29名以下の団体は、30,000円 |
| (3) 30名以上、39名以下の団体は、40,000円 | (4) 40名以上の団体は、50,000円 |

(イ)ボランティアセンター(軽トラック貸出) 30千円

一般市民やボランティアグループが気軽に利用できるようPC等配備や福祉施設・団体へ軽トラックの貸出を行います。

(4)共同募金配分金事業

住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進を目的とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに役立てられます。

1世帯 400円(目安)・企業 3,000円



ア 高齢者福祉活動事業

(ア)高齢者団体活動支援 130千円

さくら市いきいきクラブ連合会・単位クラブに対して助成。

イ 障がい者福祉活動事業

(ア)障がい者団体活動支援 90千円

さくら市身体障害者福祉会・さくら市手をつなぐ育成会に対して助成。

ウ 児童・青少年福祉活動事業

(ア)子育て講演会 200千円

子育て家庭向け講演会を開催。過去には「歌う海賊団ッ！」コンサートやサイエンスショーを開催。

エ 福祉育成・援助活動事業

(ア)地域福祉ネットワーク会・地区社協活動補助金 1,620千円

氏家地区地域福祉ネットワーク会・喜連川地区社会福祉協議会に対して、補助金援助

オ 指定配分事業

(ア)災害見舞交付 10千円

市民が火災風水害等により住宅の全焼又は全壊等の災害、臨時的に困窮した場合に見舞金を支給します。

2 福祉基金事業

(1)福祉基金

ア 福祉基金事業

(ア)福祉基金 3,450千円

故人の遺志・企業や団体による寄付。寄付に対して感謝状を贈呈しています。

寄付先が指定できる(地域福祉事業・福祉基金・フードバンク事業・その他)

3 貸付事業

(1)貸付事業

ア 貸付事業

(ア)生活福祉資金事業 86千円

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金 他

(イ)特例貸付フォローアップ支援事業 4,384千円

(ウ)社会福祉金庫貸付事業 901千円

生活、医療、奨学に関する一時資金

II 公益事業

1 指定管理事業

(1)社会福祉施設 5,437千円

平成21年から指定管理。(令和4年～令和8年)

ア 喜連川社会福祉センター

イ 生きがいセンター

ウ 氏家福祉センター

(2)上松山児童センター 62,197千円

平成20年から指定管理。(令和3年～令和7年)

ア 上松山児童センター

イ 子育てセンター

ウ 上松山小放課後児童クラブA

エ 上松山小放課後児童クラブB

オ 上松山小放課後児童クラブC

カ 上松山小放課後児童クラブD

キ 上松山小放課後児童クラブE

ク 上松山小放課後児童クラブF

上松山小放課後児童クラブ 平成13年から運営開始。指導員15名

2 受託事業

(1)放課後児童クラブ事業

ア 放課後児童クラブ事業

(ア)押上小放課後児童クラブ 9, 284千円

平成13年から運営開始。指導員3名

(イ)熟田小放課後児童クラブA 5, 741千円

平成14年から運営開始。指導員2名

(ウ)熟田小放課後児童クラブB 5, 738千円

令和4年から運営開始。指導員2名

(2)福祉団体事務

ア 福祉団体事務(高齢者)

(ア)いきいきクラブ連合会 3, 593千円

平成17年から受託。

イ 福祉団体事務(障がい者)

(ア)身体障害者福祉会 577千円

(イ)手をつなぐ育成会 297千円

平成17年から受託。

(3)受託事業

ア 法律相談 875千円

毎月第3金曜日開催。平成17年から受託。弁護士による30分の無料相談会。1日7組限定。

イ 心配ごと相談所 141千円

毎月第2木曜日開催、氏家・喜連川各月開催。平成17年から受託。人権相談・行政相談・民生委員による無料身の上相談。

ウ 手話奉仕員養成研修 1, 387千円

毎週木曜日開催。平成27年から受託。日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得するための講習会。

(4)ファミリー・サポート・センター事業

ア ファミリー・サポート・センター事業 2, 745千円

平成17年から受託。仕事と育児の両立を実現するために「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」と思っている方のマッチングをし、子育てを助け合いながら活動する子育て支援ネットワーク。

(5)生活困窮者自立支援事業

平成29年から受託。

生活困窮に関するさまざまな問題に対して、相談員がどのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立した生活に向けた支援を行う。(相談業務・家計改善支援・住宅確保給付金など)

ア 生活困窮者自立支援事業 7, 733千円

イ 家計改善支援事業 4, 178千円

(6)ひきこもり支援ステーション

ア ひきこもり支援ステーション 4, 909千円

令和6年から受託。

ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談に応じて適切な支援や機関につなぐ共に居場所づくりやネットワークづくりを行います。

3 権利擁護事業

(1)法人後見事業

ア 法人後見事業 214千円

令和4年から事業開始。社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。